

京都市告示第561号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年1月25日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

| 建造物の名称 | 建造物の所在地  |
|--------|--|
| 金札宮    | 京都市伏見区鷹匠町5番, 8番, 10番2, 10番3, 10番4,<br>34番2, 37番2, 37番3 |
| 大西常商店  | 京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町23番                                  |
| 誉勘商店   | 京都市中京区室町通二条上る冷泉町52番, 53番                               |
| 松井邸    | 京都市中京区室町通二条上る冷泉町54番                                    |
| 太田邸    | 京都市上京区中長者町通新町西入仲之町287番, 288番                           |
| 下川邸    | 京都市上京区中長者町通新町西入仲之町280番, 280番1                          |

(都市計画局都市景観部景観政策課)